介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に 対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

介護保険サービスの利用に不満や 苦情があるときは、どこに相談すれ ばよいのでしょうか。

▲ お答えします・・・

介護サービスの利用に不満や苦情 がある場合は、福祉課や介護サービ スを受けている事業者・施設、または、 担当のケアマネジャーなど、まずは、 身近な窓口に相談してください。

相談を受けた福祉課や事業者は利 用者からの不満や苦情に対して、 善に向けて、迅速に対応することに なっていますので、悩まずに気軽に 相談してください。

また、相談に対し、改善が見られ ない場合は、広島県国民健康保険団 体連合会(☎554-0783)に申し 立てを行うことができます。

■福祉課高齢者福祉グループ

☎820 - 5 6 0 5

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に 広報が届くまでの期間を考慮して、概ね発行 月の11日以降から翌月10日までの行事のお (知らせを掲載しています。

その他、所得制限などの その他、所得制限などの の身体障害者手帳を所持す視覚障害程度1級又は2級が見込まれる、18才以上で る 当期間県内に居住すること 年 以上 (広島市 一居住し、 を除く) 今後も



り。 局までお

 \mathcal{O}

申

20日(水まで) 害者団体 社会福祉法 水までに F_A_X 229 ます 2 3 2 連合会事務局 人広島県視覚 福 祉 \mathcal{O} 課に 提 8

平成20年度

(盲導犬) 給付につい

出月

(福祉課)

相

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学びあいながらゆとり ある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、 孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●子育て支援センターの主な予定

子育で支援センター

実施日	開始時間	行事 (講師・敬称略)
11日(金)	9:30	とことこエンゼル (1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
15日(火)	10:30	子育て懇談会 (金澤綾子)
18日(金)	9:30	わくわくキッズ (2歳6ヵ月以上)
25日(金)	10:30	親子の関わり懇談会 (福田宏子)
29日(火)	9:30	ふわふわベビー (0 歳~1 歳 5 ヵ月)
8月8日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)

エンゼル通信

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館 などに置いてあります。気軽にお問い合わせください。

●おひさまルーム (上記以外の日程 9:30~11:30) 親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊び ながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい 遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。

●パステルルーム

『パステルルーム』は地域での活動拠点としてご利用いただけ ます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています

					7 U	7		
実施日	開始時間			場		所		
17日(木)	9:30	中	央	Š	れ	あ	11	館

●水遊びをしよう!

■ 8月1日(金)・4日(月)・5日(火)・6日(水) $10:00\sim11:00$

▽持ってくる物:洗ってあるパンツまたは水着、タオル2枚 (ハンドタオル1枚、バスタオル1枚) ※おむつのとれてないお子さんは、プールの周りでの水遊び

のみとなります。 ※雨天の場合は中止します。

※毎週木曜日は予約による子育て相談の日です。子育て支援 センター内での遊びはありません。 ※行事はいずれも 11:30 に終了予定です

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター (西部地域健康センター内) 🗗 820-5502 🖳 820-5504 開設日時(※年末年始、お盆、祝日除):月~金曜日9:30~17:00 〈子育て相談(要予約)月~金曜日13:00~17:00〉

ます)を総務課に提出して 児童クラブ指導員募集 から午後5時まで行いまを中心とした活動を放課 、面接時にお知らせよ動務条件の詳細につい 小学校低学年児童を預1間、保護者のいない家 児童の安全確保と遊 夏休みなどは午 各児童クラ 年7 ない (概 11 有 職 時 まて 冒 15 ねブ 1) 行ってください (木までとなって から有効)の から有効)の で とおって ひとり親家庭等医療費 使用の **※**正午 康保険証 を 7 ∇ ∇ は社会保険等) とり >受付場所 野送された通知書②翌>手続きに必要なもの ·後 5 時 該当する人に ってください 現在使用され 親家庭等 月に郵送し 受給者証 有効期間 半 午 午 7 更新手続 まは、 (8月 原費受給者 前 いは 7

知

書

き

受給者証③印 (国民健康保 生課 鑑 4 険 : ① 又 健

※土曜日

前

8

時 15

分~

▽雇用期間

:平成 20

8

月

分 午後 ∇ ∇ ∇

*勤務時間

2

時頃)

~午後5 ・下校時(

務場所

():若干名

※7月17日休は、午後2日、祝日は除きます。 時 午後7時 および

8 時半 ■民生課**2**820

給資格

登録申

込書

(総務)

課 に時

応募方法など

ください 勤務条件

L

■民生課20820

5

者証の Mm IEり対象となっていないひとり親家庭等医療費受給●所得税課税により、現在 ひ・

重度心身障害者医療費

帳 身体

障害者手帳又は療育

なります

年分の所得税で判定する所得税の判定する所得税の 年7月まで 平成 所得税で判定します 毎年8月 を1年間として からは平成19 8月から 0 年が変わ 分か 5

ます

1 Ø 31

日

7

月

の 31 給 _「 で 日 者 ひ

1

る

現在使用され

7

、る受給

の有効期限は7

月

31

日

て

1

ま

す。

8

後びか庭

りの小

1

ださい 申請方法等、対 詳 細は お

1 5 6

さ請

NO

手続きを行

 ∇ 康保険又は社会保険等) 印鑑②健康保険証(国民健 手続きに必要なも の

親家庭等医療費 です 証を7月下 なお、

ある人には新れ

、受給者

更新手

続きは不

要 ま

旬ごろ郵送し

日以降も引き続き資格

平成19年分の所得状況等の該当とならなかった人で、親家庭等医療費受給者証の 税されて ので、7月中に申請してく該当となることがあります 要件を満たせば、 18 いたため、ひとりの年分の所得税が課 8月から

資格要件に

ょ

り停

820 祉

得つ証 となる場合があります。 人も、 どにより停止となって 通知します 止となる人につ また、 いては、1 なる場合があり: 状況に応じて交付が可能いては、平成19年中の所 平成20年度の受給者 り停止となっている今まで所得制限な 11 7 は別途

ある人は、 なってくだ 交付· 受 •••• 30 任 再 が の 迎 椎 え 6

期は、 日 6月議会において(64歳) た熊野町町 までです 意さ 平成 24 監查委員 で任期を ま 年 しい 6



椎木氏再任

■とき ■ところ ■内容 ■対象 ■定員 ■料金 ■申込み ■問合せ先 ■ホームページ

熊野町監査委員に 課 5 障 害者 6 0 5 福 祉グ ル

対 象 者 1·2·3 級 身体障害者手帳 持 所 A • $A \cdot \mathbb{B}$ 療

※ 所得が一定以上あるときは

該当しない場合があります。